

第7回兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 議 事 録

1 日 時 平成27年7月14日(火) 午前13時30分～午前15時48分

2 場 所 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 会議室

3 出 席 者

(1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 力宗 幸男 委員 斉藤 千鶴

委員 坂井 希千与 委員 篠原 光児 委員 三上 喜美男

(2) 事務局

事務局長 土井 義和 総務課長 堀 勤一 給付課長 北出 美穂

給付課課長補佐 堀 信也 他

4 議 題

(1) 審議事項

- ① 社会保障・税番号制度の導入に向けた特定個人情報保護評価の第三者点検
- ② 重複・頻回受診者訪問指導業務実施に伴う電話番号調査委託に関する被保険者データの提供について
- ③ 国保データベース(KDB)システムの後期高齢者医療と国民健康保険の突合(紐付け)機能における情報提供について

(2) 報告事項

- ① 国保データベース(KDB)システムの機能追加に伴うデータ提供について
- ② 条例改正案について
 - ・個人情報保護条例改正案
 - ・情報公開・個人情報保護審査会条例改正案

5 傍 聴 人 なし

6 議事の要旨

(1) 審議事項

- ① 社会保障・税番号制度の導入に向けた特定個人情報保護評価の第三者点検

特定個人情報保護評価書第三者点検チェックシートの結果の報告を行い、チェックシートに対する委員からの意見・質問について事務局側から説明を行った。

・【3】住民意見聴取について

マイナンバー制度は個人のプライバシーに深く関わる問題であるにもかかわらず、住民からの意見が全くなかったという事実は不可解である。

→（事務局） パブリックコメントの実施については、当広域連合のホームページ及び構成市町の後期高齢者医療担当課の窓口において、閲覧できるよう、法定の期間30日間公表をした。その結果として、意見が寄せられなかった。他の広域連合でも同様に特定個人情報保護評価のパブリックコメントを行っているが、意見が寄せられなかったといったようなケースもある。

・【13】特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置について

全項目評価書（案）33ページ「消去の手順」の「手順内容」における記載内容が、「高確法により保管する必要がある」とだけ記載されている。これは、消去手順を定めていない理由であり、消去手順の手順内容そのものではない。同旨のことは同22ページにも記載されているので、33ページのこの部分の記述は不要であるか、あるいは変更の必要がある。

→（事務局） ご意見のとおり消去手順を定めていない理由に手順内容はないので、33ページの「消去の手順」の「手順内容」については、現行の記載を削除する。

・【14】特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置について

監査については内部監査のみのものであるが、定期的な外部監査の必要性はないか。

→（事務局） 定期的な外部監査の必要性については、当広域連合としてもその必要性を認識しているが、一定費用が必要になるため予算措置を講じることや、効果的なタイミングを考慮して実施する必要があると考えている。

例えば、番号制度は2段階の導入が予定されており、2段階目の情報連携が実施され、運用が安定した段階で監査を実施すると、番号制度の安定的かつ安全な運用が実現できているか、そういった観点からは、実効性のある監査が実施できるものと想定されるなど、より効果的なタイミングにおいて実施する方向で検討したいと考えている。

・ 職員及び嘱託員の就任時には、新任担当者研修会を実施している。就任時以外にも必要に応じて年に一度実施している。この「必要に応じて」が、やや曖昧な印象を与えている。必ず、「年に1度実施」するのみか、最低でも「年に1度実施」し、加えて必要に応じてさらに研修を実施するようになるのか、より明確に記述することは可能か。

→（事務局） おっしゃるとおり曖昧な表現になっていたので、「必要に応じて」を「定期的に」に修正する。

- ・ 大規模災害時の備えにも万全を期すため、バックアップデータを複数の遠隔地に保管する方策も検討すべきではないか。

→(事務局) 地方公共団体では、自庁舎での保管に加えて、万一に備えて外部の遠隔地保管を実施しているというケースが多く見られる。ただ、遠隔地保管には費用がかかるため、1カ所に限って保管しているという事例が大多数である。当広域連合もそのような方法で実施をしているが、しかしながら現状がベストな体制かどうかということについては、より万全を期していくべく、引き続き複数保管についても検討していきたいと考えている。
- ・ システムは厳重にプログラムされていても、システムを操作する人の人為的ミスから問題が発生することもある。システム操作の担当者ID番号は、あらかじめ付与されると思うが、パスワードについてはセキュリティーカード等の使用で、毎回その番号が変わるなど、システムに入るためのパスワードをより厳重にすることで、不正侵入の危険性を減らすことは可能か。ただ、セキュリティーカード等の使用が現実的に可能か、あるいは効果があるのかどうかについては御検討いただきたい。

→(事務局) ICカード等を利用した認証については、既に導入されている地方公共団体も複数ある。当広域連合としても、よりセキュリティを高める方策として大変有効であると認識をしている。ただ、こうした認証システムを導入するには、一定の費用が必要となるということや、業務システムとその認証システムの連携が必要になるということから、導入のタイミングとしては、現在使用している機器のリースアップの時点で新たな調達を行うため、その際、同時に認証システムについても導入を図ることが最も費用対効果が高いと考えられる。その段階で導入していく方向で今後検討を進めていきたいと考えている。

(委員) アの適合性の【2】の特定個人情報保護評価の実施時期について、課題が残されているとした理由としては、そもそもこの情報セキュリティの分野というのは、非常に専門的で、ある程度この分野のスタンダードがどういうものなのかというのがわからなければ、適切な評価ができないのではないかと感じている。書かれている内容については、専門家でない私の目から見ると十分ではないかと思われるような十分な記載だが、では、果たしてこれが適切に評価を自分ができているのかというと、こういう制度を導入したほかの市町村などのスタンダードもわからない。また、インターネットでいろいろ検索したが、そのスタンダードが私にはわからなかった。そうすると、ではこれが十分であるという回答ができるほどの情報が与えられているかということそうではなくて、情報セキュリティなどの専門家でない私から見ても十分であるけれど、それが委員として十分な回答ができるのかという視点から見ると、十分な回答ができないのではないかというふうに

感じている。応えられる範囲で回答をしたが、この辺の疑問を解消して、ある程度ほかの市町村なり、団体の取り入れているスタンダードがこうであるというふうに示されて、検討するだけの時間が与えられているかということ、前回の委員会と今回の委員会でこれは完結しなければいけないと。後半の恐らく7月システムが導入される前にこの取りまとめをしないといけないというスケジュールを立てているため、この後にずれ込めないのだろうというふうに感じているが、そうであれば、もう少し充実した議論ができる時期に委員会を実施していただければよかったのかなというふうに感じている。ただ、この実施時期がシステム導入の前というその形式的な基準に則って行われているのかということになると、形式的な基準としては満たしているかと思う。実質的に議論が尽くされている時期に実施されているのかということ、それは課題が残されているというふうに私は考えて、このような回答にしている。

ただ、この判断基準が形式的な基準で判断していいのか、実質的なところまで織り込んで判断するのかという、その判断基準がちょっと私にはわからなかったもので、この課題が残されているという回答についても、これが正しいのかどうかというのは私には現段階ではわからないという状況である。

(事務局) 実施時期の制約として、おっしゃるとおりシステムの導入の前にやらなければいけない、こういう条件があるというのはそのとおりである。標準システムというシステムを使っているということを説明させていただいたが、これについては、7月の末にリリースされることになっており、そういったことからその前に実施しておく必要がある、そういったところで大変タイトなスケジュールの中で御議論、また、御協力を賜っていることに感謝している。また、そういうことでお願いしたことについては、大変申し訳なく思っているところである。

事情としては、こういったこともあり、標準システムという、基本的には全国共通のものを使っているという状況の中で、厚生労働省からテンプレートということで、評価書のひな形を示すという話になっている。そうしないと、全国の都道府県広域連合でそれぞれに評価書をつくると、これがまた基準がばらばらになる可能性があるというので、基本的に同じようなシステムで同じ制度で運用していくので、統一的なある程度共通する部分はひな形を示して取り扱いとして、評価として一定の水準以上になるようにすると、そういうことが国の方針であり、それについては、もっと早くひな形が示される予定だったが、実際にひな形が提供されたのが4月の終わりから5月の初めぐらいの時期で、我々としてもひな形が示されないうちに評価書の作成に着手できない部分もあった。それと、もう一つの制約としては、30日間公表をして意見を募集するパブリックコメントを実施する必要もあり、そういうところでパブリックコメントの期間もとり、評価書の作成をしたところで、結果的に7月に2回にわたって第三者点検をお願いするという形になったので、内容の

審議を十分に尽くすだけの時間が少なかったのではないかということに対しては、確かにそのとおりであるのでおわび申し上げたい。しかしながら、そういうところで、形式的にはそういった条件を踏まえながら実施してきたものである。

(会 長) 形式的にはよいが、本来のそもそも論からいって、ちゃんと住民の意見を聞くことができるようなシステムになっているかということもある。それは、委員からの、全く意見がなかったというのは、そもそもそういうちゃんと皆さんに意見を聞けるようなシステムになっているかどうかということが問題ではないかという御意見ではないかと思う。だから、形式的に30日はよかったけれども、それを60日にしたらよかったかというような議論もあるかと。ただ、時間的な問題で、そうせざるを得なかったということではいか。

(委 員) 標準システムを導入するというのは理解をしており、システムが標準であれば、そのとっている措置が必ずしもそのまま正しいというわけにはいかないので、一般的なケースをあらかじめもう少し与えていただいて、検討させていただく時間があれば、もう少しきちんと評価ができたのかなということと、あと、委員として色々なことがわからないままに回答をするということの抵抗感というか、そういうところがあつたというだけで、特に時期的な制約があるというのは十分理解している。

住民意見聴取の【3】の(2)について、先ほど申し上げたのと同じ趣旨であり、住民の意見聴取が終わってから評価に入っていくので、どうしてもその後半の7月末というタイムリミットがあるということになると、そのタイムリミットからさかのぼって住民の意見聴取を始めるとか、そういうことができたのかなと感じるところがあり、それで課題が残されているとしている。期間や形式的な時期としてはクリアしていると理解している。

(委 員) 住民意見聴取の問題について、先ほど他の自治体でも同じように全然住民から意見が出なかったというような話があつたが、意見が出ないというその意見の吸い上げ方というか、そのあたりが何か非常にまさに形式的なやり方で通されている部分に何かそもそも原因があるのかなと感じた。これだけ全国的にマイナンバー制度自体について、いろいろと疑問点、問題点を含めて出ている中で、どうして550万の県民の中から一人たりともこの評価に手を挙げなかったのかがやっぱり全然理解できない。そういうことがあつて、いずれにしても課題が残されているというようなチェックしかできなかった。もし、意見が出されれば、多分、今後それに対応する必要な見直し、まさに行っていくそういうスケジュールも必要になっただろうし、余り初めに結論があつて、それに合わせるような段取りの仕方というのを今後ともやっていくというようなそういうやり方については、再考の余地があると思う。

ゼロ件という数字に対して何か事務局のほうで心当たりがあれば、聞きたい。

(事務局) 我々も一定の御意見があろうかと想定はしていたが、結果としてゼロということになった。本来であれば、その意見を御紹介して、この審査会でいろいろ御意見

を賜る予定にしていたが、結果としてゼロであった。事案は違うが、私どもでデータヘルス計画ということで、これも医療保険者が昨年度末までに策定することに厚労省のほうから指針が出たもので、それについてもパブリックコメントを実施して、1件御意見の提出があった。かなり詳細な御意見で、かなりヘルス事業について造詣の深い方と想定される方から、非常に微に入り細にわたっての御意見をいただいて、私どももかなり反映した形でホームページ上にも公表したところであり、今回もある程度専門的なので一定の御意見が寄せられるだろうと想定していた。しかし、他の広域についてはゼロというところが多かったように思う。ただ、住民基本台帳、これは基礎自治体だが、同じようにこの全項目評価をやられている分については、かなりの御指摘があったようなのを見たこともあり、その違いは何かというと、まず、住民基本台帳についてはその基礎自治体が、市町村が意識的にそれをまず取り扱っていくということがベース中のベースであると。私どものところというのは、一旦その情報をまた市町村からいただくという、二次的などころもあるということで、システム上も先般の年金機構のように基幹システムとそのインターネットのできるパソコンというのは完全に分断しているので、なかなかそういうシステム上の漏えいのリスクが少ないのではというぐあいに思われる向きもあったのかと思っています。はなからゼロと見込んだわけではなく、一定の意見が出ることを想定していたが、結果としてゼロなので、そのあたりが何とも申し上げにくいと思っている。

ただ、またこの年度末、2月、3月に情報連携の関係で同じようにこの審査会でも第三者点検をいただき、それに先行してパブリックコメントを実施するので、次回はもう少し準備期間があろうかと思っているので、スケジュール面は工夫をしていきたいと思っている。

(委員) 意見がゼロだったというお話だが、パブリックコメントというのが制度としては始まってかなり導入されているが、市民の立場からすると、そのパブリックコメントで意見を寄せるというところにまだなじみが薄いのかなと思う。ほかの色々な行政の審議会等や計画でもパブリックコメントというのは皆さん求められてこられて、やはりゼロというのが結構多いというようなことは感じている。ただ、別のパブリックコメントなどは、障害関係の委員会などでそういう当事者の方が参加しておられて、そして、そこで練ったもので障害福祉計画などを立てるところで市民にパブリックコメントを求めると、やはりそういったところでは障害者団体とか当事者団体の方が中心に、かなり集中して寄せてこられるというようなことがあるが、ややその一般の市民に尋ねるパブリックコメントというのがまだ市民側からするとなじみが薄いのかなと思う。また、インターネット等、その意見を上げる手法がまだ少し慣れていないのかなというところでは、今後そのパブリックコメントの市民からの意見の聴取の方法について、もう少し画策がないのか、また、考えていく余地はあるかと思う。

(会長) それでは、その点、今後、意見が出るような方法でパブリックコメントを求める

というふうにしていただければと思う。

(委員) 8番の特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策のリスクにて不適切な方法で入手が行われるリスクの欄だが、ここのリスクに対する措置の内容として、申請書に基づいて申請をされる時に本人あるいは代理人の申請等のみ受け付けることとし、受け付けの際は必ず本人確認、あるいは代理人の委任状確認を行うこととしていると記載がされている。その御本人の申請のときには御本人の本人確認をされて、代理人申請のときには、この書き方であると、代理人の委任状の確認を行うというふうに読めるが、そういう理解でよろしいか。

(事務局) 言われるとおり、本人の場合は本人であるかということと、代理人の場合は、代理人であるということの確認はさせていただく。

(委員) この文書をそのまま素直に読むと、代理人の申請の場合には、代理人は本人が書いた委任状を持ってくると申請できる形になるが、そういう理解でよいか。本人を証明するもの、もしくは代理人の委任状に実印で捺印して印鑑証明書添付とかそういう形ではなくて、本人が作りましたとして、委任状を持ってくると申請ができってしまうということになるのか。

代理人の委任状の偽造がよくあるので、委任状だけを持ってきてそのまま申請できてしまうというと、リスクに対する措置としては不十分ではないかと思った次第である。ただ、それが本人の印鑑証明書を添付した委任状であるとか、何らかのその御本人の意思が確認できるようなものが添付されているのかどうかというのが、この文章では読めなかったので、手だてが取られているのであれば十分であるということになるかと思うが、そこがわからなかったので空白にしている。

(事務局) 委任状を持ってくればすぐ何でもオーケーという話ではなくて、通常市町村の窓口の場合は、委任状を持ってこられた、その代理人の本人確認は行っている。

(会長) 委任状そのものの確認は。先ほど委員が偽造があると言ったのは、自分で委任状をつくる、代理人と語る人が勝手に人の委任状をつくることは簡単かどうかということであると思うが、それはないか。

(事務局) 本人確認と代理人確認の仕方というのは、構成市町でも若干やり方が違うときもあるようなので、一概にスタンダードに全部これでやっているという言い方は言いにくいですが、そういう意味では確かに偽造しようと思えば偽造できなくもない。所定の様式とかが必ずしもあるわけではないので。可能性としては残されている。

(会長) それを改善することは可能か。

(事務局) 基本的に代理行為を認めているというのは、便宜を図るほうがそのサービス面で配慮するということが大きいので、逆に厳格にしようとする、なかなか代理で手続をしてもらおうというのはそう簡単ではなくなるので、その辺のバランスでどういうふう運営していくかということになるのかとは思いますが、基本的には構成市町の窓口のサービス水準としてどういうレベルのところまで許容して、どうい

うところのレベルで厳格に取り扱うかというのは、一概にこうと言えないところもある。

(事務局) この事案ではないが、私どもで診療報酬明細書、レセプトの開示請求については取扱要領というのを定めている。その中に申請の仕方ということで、代理人の場合の手続等を詳細に定めており、本人を証する書類を列挙している。この全項目評価書は概括的なことも書いているところがあり、実際の取り扱いについては委員御指摘のように、厳格に適用する必要があるので、実際に取り扱いに当たっての要領を設けるかどうかということも含めて、手続面をもう少し実際に実施するときには検討していきたいと思っている。

今申し上げた診療報酬明細書の開示に関する取り扱いということで、第22条に依頼者の本人確認というような規定を設けている。その中で本人確認をするためにどういう書類が必要であるかというのを記載しており、別表1に必要書類を掲げており、公的な書類を御用意いただいて、実際は行っている。

御指摘のように偽造というか、なりすましのリスクがあるので、そのあたりどう防止していくかというのをこういった実際の取り扱いの要領のところでも検討していきたい。

(委員) 【11】の②について、各民間企業も特定個人情報でないにしても、プライバシー保護の関係で、情報をセキュリティのシステムはそれなりに構築されて、社員の研修なども繰り返し行われる中で情報漏えいが起きてきているので、結局、従業員の教育やシステムをつくっても、扱う人の意図で情報は外に出ていってしまうので、名前が残るとか操作をした人が特定できるというようなことはあるが、これで十分なのかどうかというのがわからなかったので空白にしている。

(会長) 確かに完全にリスクがゼロになるということはないので、そのあたりが考えられる方法でなされているかということで判断せざるを得ないかと思う。100%よいというのは絶対あり得ないので。

それであれば11の⑤も同じようなことか。

(委員) そうだ。何かディスクに保存をして情報を提供したりすることがあると思うが、それが複製できる形なのかどうかというのがわからなかった。最近のものであると複製ができないようなディスクになっていたり、一回確認をすると情報が消去されてしまうシステムになっている。これがどういう形で情報がディスクか何かに入られて渡されるのかというのがわからなかったので、評価ができなかった。

(事務局) 例えば外づけのハードディスクドライブであるとか、USBメモリー等ではなくて、公共情報のデータは非常に大量なので、LTOという普通では使わないデッキテープで、非常に高密度、大容量のテープを使っている。そのため、読み取り装置自体が一般にはあるというものではないということと、もう一つさらに暗号化をして渡しているので、テープ装置で読み取るときに暗号を解除しなければ復元できない

い。それから持ち運びには鍵付きのケースに入れて持ち運び、受領記録を残している。そういうような形で媒体によるデータ連携は行っている。

(委員) パブリックコメントは意見が寄せられるケースもあれば、そんなに出ないケースもあるかと思うが、今回見る限りパブリックコメントの仕方・あり方、それと内容と2つの問題があるような気がする。内容については外から見ていて非常に詳細専門的な内容であるので、一般の方あるいは普通の利用者が読んで、この問題よくわかった、言いたいことがあるというふうに反応ができるようなものではないと思う。ただ、定められた期間、一般公開されているので、いわゆるプロの方がごらんになってチェックを期待された部分もあろうかと思うが、それがとれなかったのが私の疑問である。必ずどういう分野でも深く交流をしたがる人がいるものだと思うが、それがなかったというのは、確かに不思議である。プロの目から見て大丈夫だったということなのか、余り関心がなかったのか。ただ、あり方のことを言えば、周知徹底がやはりなされていないということもあり、もっとわかりやすく一般の人にも届くような周知の仕方や書き込みのしやすさの工夫もある。やはり今回の場合、内容を平たく一般の利用者の方にもこういうことなのかというふうにわかるような形で、解説的なものを置くように添付して、本体を読んでわからなければこちらの解説版を読んで、御意見を感じたことをお書きいただきたいとか、そういうリテラシーの仲立ちをするような配慮というのが要るのかと思う。これが一般的な標準のパブリックコメントの形式を外れるのかもしれないが、特にこのような非常に専門的で詳細に分量もあるようなものを不特定の人に提示して評価を得る場合には、普通ガイダンスの工夫が要ると思う。そうでないと、これを読んで評価を求められてもわけがわからず、恐らく送らなかったのであろう。プロは関心を寄せない、一般の人はわからない、我々も限界があるとなって、本来、評価が期待している効果を生まないという恐れがあるので、案件によるのかもしれないが、できるだけそういう配慮みたいなのがあるかもしれない。それから、パブリックコメントというのは、例えばこちらでされる場合には必ずそういう概要版みたいなのをつけて、関心をお持ちの方は誰でも御意見をお寄せくださいという敷居を下げる、すべしなのかについてはまた検討していただければと思う。

(会長) 本当にパブリックコメントが必要で求めるのであれば、お金は要るが新聞広告を出すとか、そのようなことも考えられると思うが、そういうことまでは必要ないということか。

(事務局) 今回、ゼロという結果だが、委員がおっしゃったように、非常に専門的な内容と我々も思っている。障害者の方とか色々な施策を打ち合わせるときに、ある意味ストーリーというか、文章があって、こういうことをしていくというのが流れがあって、それについて意見を求めるというのは意見も出しやすいと思う。今回の分は、書式も全部決まっており、これも厚労省のほうが国の特定個人情報保護委員会とい

ろいろすり合わせをした結果、当初2月末には示される予定で、それに則ってスケジュールを組む予定だったが、2カ月遅れた結果、後ろが決まっているのでタイトになったということも言い訳がましいが、そこの非常に詳細な評価書の記述についてもやりとりがあって、基本的に国がつくっているシステムなので、手続的にはそれぞれの広域連合でパブリックコメントや第三者点検を行う形になって、大もとも国の特定個人情報保護委員会が全て決めているというところなので。いわば記述の内容については、裁量の余地も実際ないところがある。そのため、兵庫広域の独自性がどこかにあるかという、ほとんどない分で、法律上はパブリックコメントの実施を求めているが、逆に意見を寄せる側からすると、なかなか意見を言いにくい部分かなと思っている。おっしゃるように、基本的にどういったリスクが想定されるのかと、その情報漏えいのリスクがどういうものがあるかと、それについて講じる防御策の評価である。より具体的なケースというのが例示されれば、もう少しわかりやすいが、非常に専門的な記述になっているのでイメージがしにくいところがあると思っている。ただ、会長がおっしゃるように新聞広告というような方法もあるかと思うが、基本的にそのやり方について国のほうで全てが決めている部分があるところがあるので、それに従わざるを得ないところがあると思っている。ただ、住民の方に理解を深めるという意味では広報の仕方を考えていく必要があると思う。

それと、対象者の方が75歳以上ということも、原因にあると思っている。ただ、先ほど申し上げたように、データヘルス計画では非常に詳細に御意見を寄せられたこともあるので、なかなか評価が難しいと思っている。いずれにしても、期間とかお示しの仕方については工夫をしていきたいと思っている。

(委員) セキュリティ対策基準の第12条について、第12条は兼務の禁止と書いてあり、「やむを得ない場合を除き、承認または許可の申請を行う者」とこの承認者または許可者は同じ者が兼務してはならない」というのと、「監査を受ける者とその監査を実施する者は、やむを得ない場合を除き同じ者が兼務してはならない」と書いてあるが、このやむを得ない場合というのはあるか。

(事務局) 原則、申請をする係の者とそれを承認する者は別の人間で、客観的に審査してオーケーかどうか判断する。ただ、承認をする者が何らかの理由で不在であるが、緊急にIDを発行してシステムを扱わせなければどうにもならなかったりしたときにどうするかとか、申請して承認も同時にやるような緊急やむを得ないケースが、例えば、災害時とかに復旧のために駆けつけた者がすぐにシステムへ入って動かす必要がある等、余程のことがない限り通常そのような運用はまず許されないで、災害時でどうしてもとか、緊急やむを得ないときのみ例外的に許される場合があり得るということで、ケースとして考えられるのはそういったごくまれなケースぐらいではないかと思う。

(会長) いかがか。

それでは、この特定個人情報保護評価書の第三者点検結果について、本件特定個人情報保護評価書の記載内容については特段の問題は認められないと考えるので妥当であるという点検結果にしてはいかがか。もちろん、修正していただくという条件のもとであるが、よろしいか。

次に、特定個人情報の保護のための必要な措置については、特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある、というふうにしてはいかがか。

(委員) (「はい」の声あり)

(会長) それでは、その2つを今回の意見としてまとめる。

(事務局) 意見書案①特定個人情報保護評価書の点検結果について、本件特定個人情報保護評価書の記載内容については特段の問題は認められないと考えるので妥当である。

②特定個人情報の保護のための必要な措置、特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

(会長) この件について何かあるか。よろしいか。

それでは、広域連合長への意見書について、今確認した意見書案の内容で会長の私と事務局で調整の上、作成させていただくがよろしいか。

(委員) (「異議なし」の声あり)

② 重複・頻回受診者訪問指導業務実施に伴う電話番号調査委託に関する被保険者データの提供について

(事務局) 資料に基づき説明。

(会長) まず、第一点は公益上必要であるかどうかということが問題になるかと思うが、その点いかがか。

(委員) あらかじめ重複・頻回受診者、当該対象者に対して電話で連絡をしたときに、訪問はしなくていいですとあちらが言ったときにはどういう対応になるのか。

(事務局) 本人様の意向を確認した上で事業を行うということになっているので、意向が確認できた方に直接訪問させていただき、指導等を行わせていただくということになっている。

(会長) 重複・頻回受診者というのは、病院に何回も行っているのであれば、病院からデータをもらうことはできないのか。

(事務局) 診療報酬明細書には電話番号データはない。

(会長) そういう受診者に対して指導するためにNTTに電話番号を教えてもらうという

ことか。

(事務局) そうである。

(会長) そういう指導が公益上必要であるというふうに認められるかどうかという点だと思いが、いかがか。

(委員) この訪問指導業務を行うのは今回が初めてか。

(事務局) 昨年度にも実施している。

(委員) 今回対象になるのは、恐らく同じような方が大分いるのではないか。

(事務局) 昨年度は初年度ということもあり、地域を限定して確認をしたが、実際には昨年度も1,500件ぐらい抽出する予定だったが、電話番号の検索をできるものを買入したが、1件1件調べていかななくてはいけなくて、実際には240件ほど調べることはできたが、それ以上のことができなかった。実際に訪問に行けたのがそこから連絡がついているということになると、4分の1ほどだった。手作業ということもあり、今回このような形で委託したいと思っている。

(委員) 訪問指導というのは効果はあるのか。実際に行って頻回、必要以上の診療をしないよう抑制するというところに。

(事務局) 抑制だけが目的というのではないが、あくまで適正なところにはなるが、すぐに回数が減ったのを効果とみるのか、医療費で効果とみるのかということでも違ってくかとは思いますが、なかなか効果自体はやはり見えにくい部分ではないかとは思う。

(委員) 医療の適正な受診をサポートするための取り組みはこの一定の期間だけでなく、今後、その利用者に対して適切にガイダンスするためにも使っていくということになるのか。今回、事業が終わったら一旦、このデータは全部廃棄するのか。

(事務局) 訪問した指導報告については、その委託業者のほうから我々に提供いただく。そのデータについては、文書規定による保存年限だけは最低保存して持っているということになるが、業者委託をする関係で、同じ方にずっと改善が見られなかったから次の年もまた次の年もやっても改善が見られなかったらというような話にするのか、それとも去年行った、訪問指導をした方で一定効果もあつたら、別の方に優先的にアポイントをとってそっちの指導に行くのかという、その辺のやり方については、昨年の訪問人数が余り多くなかったので、今年度はとりあえず抽出した方でアポイントがとれれば、去年と重複していないかチェックはした上で、個別に去年から今年にかけてももう一回行くかどうかは、もし該当していればその時点で判断していきたいと思う。去年の記録等を見ながら判断していきたいと思う。

(委員) 今後の指導にも役立てようということになるのか。

(事務局) 結局、我々広域連合の事務局にそういった保健指導を実務上行える、例えば保健師といったような職員を配置していないので、その限りにおいてはその委託した年度での効果を見るというところで、ちょっと継続性の部分が確かに課題かという認

識をしている。

(委員) データをほかの機関に渡してというか継続指導をすることはしないのか。

(事務局) それについては、構成市町の後期高齢者医療担当に訪問指導者の情報提供はしているが、広域連合が訪問指導をしたから引き続き訪問指導をしてくださいと構成市町にいうことはなかなか難しい。

(委員) 情報の提供依頼があればまた考えるということか。

(事務局) そうなると思う。

(委員) その場合、今回調べた電話番号を違う機関に渡すことになるが、もし提供する場合はいいのか。

(事務局) 構成市町と広域連合の間であれば、それは構成団体内の話というところで、内部利用という形では考えている。もし、外に出すということであれば、外部提供になるので、それは基本的には制限されると考えている。

(委員) だから、個人情報の扱いは慎重にならざるを得ないのは当然であるが、一方でこの保健指導の率を上げるということであれば、得られたデータ等実績をさらに継いで専門機関とも連携していくという活用の仕方も大事かと思うので、そのルールを守りつつ、いい方法を考えていただければと思う。

(委員) NTT西日本で電話番号はすべてわかるのか。

(事務局) 電話番号帳に記載してもいいと利用者から同意をとれた方だけをタウンページとかに載せておられるので、拒否された場合はNTTも我々に提供することはない。

(委員) 電話事業者と書いているので、NTTだけの照会で把握できるのか。それは問題ないのか。電話番号を調べる際に、NTT以外の電話事業を活用している方で、NTTに照会したらわからないというケースはないのか。NTTで全部把握しているのか。

(事務局) 可能性としてはあり得ると思うが、基本的には一番電話番号を調べるときに使うというのはタウンページだと思うが、タウンページの著作権そのものはNTTが持っているというところで、他の事業者はそれをさらに二次利用させてもらって事業をやっていることがほとんどのようなのである。

(委員) NTT西日本に照会すれば、把握率が高いという、そういうことか。

(事務局) そうだ。最もカバーできるであろうということである。

(委員) 要するにタウンページに載せてもいいと許諾がある人だけしか回答が返ってこないわけか。だから、問い合わせしても返ってこない人はあるのか。

(事務局) ある。

(会長) 拒否されている人、それからNTTで電話を持ってない人は多いが、あれば教えてもらうということか。

(事務局) そうだ。

(会長) 回答は紙で返ってくるのか。

- (事務局) そうだ。
- (会 長) NTT側に提供するのは、氏名と住所か。
- (事務局) そうだ。添付している資料8頁である。
- (事務局) 調査リストの様式に氏名と住所を広域のほうで記載して、電話番号はNTTから入れて返ってくる。
- (会 長) 情報提供して、電話番号をいただいて、そして、訪問指導に役立てようということについていかがか。個人情報保護条例の第8条の第4項で、審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるときに該当するか判断する必要があるが、今までいただいた御意見で大丈夫そうなので、「個人情報を重複・頻回受診者訪問指導業務実施に伴う電話番号調査を実施するため外部提供することについては、重複・頻回受診者に対し適切な訪問指導を行い、健康の保持増進を図るうえで必要な調査であり、個人情報保護に関して特に問題はないと認められるので妥当である」というふうにしたいと思うが、いかがか。
- (委 員) (「異議なし」の声あり)
- (会 長) 特に今、議論があったように、紙なので、提供する個人情報の保護のための必要な措置については、「個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、特に紙媒体による当該個人情報の授受・保管に関して適切な管理のために必要な措置を求めること。」とさせていただきたいと思うがいかがか。
- (委 員) (「はい」の声あり)
- (会 長) 今、申し上げた2点で今回の意見をまとめたいと思うが、よろしいか。
それでは、答申案を確認する。
- (事務局) それでは、答申案を読み上げる。
答申案1、公益上の必要性について、個人情報を重複・頻回受診者訪問指導業務実施に伴う電話番号調査を実施するため、外部提供することについては、重複・頻回受診者に対し、適切な訪問指導を行い、健康の保持増進を図るうえで必要な調査であり、個人情報保護に関して特に問題はないと認められるので妥当である。
- ②特定個人情報の保護のための必要な措置、個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように特に紙媒体による当該個人情報の授受・保管に関して適正な管理のために必要な措置を求めること。
- (会 長) 今の答申案でよろしいか。
- (委 員) (「はい」の声あり)
- (会 長) それでは、今後、今確認していただいたように、答申案の内容で私と事務局で調整の上、作成させていただく。
- ③ 国保データベース(KDB)システムの後期高齢者医療と国民健康保険の突合（紐付け）機能における情報提供について

- (事務局) 資料に基づき説明。
- (会長) 国保側のメリットはよくわかるが、広域連合としてのメリットはどのように考えているか。
- (事務局) 突合における前提機能として、広域連合からは各市町の国民健康保険との突合情報は確認することができないため、各市町のほうで保険事業に役立てていただくため、広域の情報を提供するということになる。
- (会長) 国保のほうでよりうまく分析して指導していただいたら、健康な後期高齢者がふえるという間接的なメリットはあるかもしれない。
- (委員) 諮問書の2頁、2.①と②の一覧で出力するとはどのようなものか。
- (事務局) CSVなどでの一覧表表示となる。
- (会長) エクセルのようなものか。
- (事務局) そのようなイメージにはなっているが、この資料自体は連合会のほうでつくっているもので、公表ができない。
- (委員) 最終的な管理の責任は広域連合か。
- (事務局) 各市町のほうでも個人情報保護審査会は開かれており、また各市町で使用している分は各市町の個人情報保護条例に従っている。
- (会長) 本件は個人情報保護条例第8条1項の第4号「審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき」に該当するのではという判断をする必要がある。これについては、「本件国保データベース（KDB）システムの後期高齢者医療と国民健康保険の突合（紐付け）機能における情報提供の内容については、特段の問題は認められないと考えられるので妥当である」というふうにはしてはいかかがか。よろしいか。
- そして、次に、提供する個人情報の保護のための必要な措置について、「後期高齢者医療と国民健康保険の突合（紐付け）機能における情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように、各市町で事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、情報保護のためのリスク対策を各市町の個人情報保護条例に従い、確実に実行する必要がある」というふうにはしてはいかかがか。よろしいか。それでは、答申案を確認する。
- (事務局) それでは、答申案を読み上げる。
- 答申案①公益上の必要性について、本件国保データベース（KDB）システムの後期高齢者医療と国民健康保険の突合（紐付け）機能における情報提供の内容については、特段の問題は認められないと考えられるので妥当である。
- ②特定個人情報の保護のための必要な措置、後期高齢者医療と国民健康保険の突合（紐付け）機能における情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように、各市町で事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、情報保護の

ためのリスク対策を各市町の個人情報保護条例に従い、確実に実行する必要がある。

(会 長) この答申案についていかがか。よろしいか。

それでは、広域連合への答申書は、今確認した答申書の内容で私と事務局で調整の上、作成させていただく。

(2) 報告事項

① 国保データベース(KDB)システムの機能追加に伴うデータ提供について

(事務局) 資料に基づき説明。

(委 員) こちらに影響はないか。

(事務局) 現在使用しているところに機能改善、機能拡充ということになっている。

② 条例改正案について

- ・個人情報保護条例改正案
- ・情報公開・個人情報保護審査会条例改正案

(事務局) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が制定されたことに伴い、当広域連合の個人情報保護条例及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する必要性が生じたため、改正を行うものである。

個人情報保護条例の一部改正について、マイナンバーは個人情報保護条例上の個人情報に該当する。マイナンバーはそれ以外の個人情報と比べて強力な個人識別機能を有することから、マイナンバー法では、マイナンバーをその内容に含む個人情報である特定個人情報について、従来の個人情報よりもさらに厳格な保護措置を講ずることとされている。そのため、今回の改正では、マイナンバー法の趣旨に従い、個人情報保護条例の一部を改正することとなった。

主な改正項目としては、特定個人情報及び情報提供等の記録の定義、個人情報取り扱いとして、目的外利用または外部提供の制限の徹底。オンライン結合の情報において、開示、訂正、利用停止請求権等を改正することになる。具体的には、第2条で特定個人情報及び情報提供等記録の定義、第8条で特定外個人情報または特定個人情報の利用及び提供の制限、第9条でオンライン結合による提供制限、第13条、第14条において、開示の請求及びその手続、第15条で個人情報の開示義務、第24条で開示費用の減免。第28条で訂正請求に対する決定等、第30条、第31条によって、利用停止の請求及び決定、第32条、第33条において、対象個人情報の利用停止の義務及び決定等となっている。

また、附則において、その施行期日を定めており、特定個人情報の提供制限に関する規定は27年の10月を予定している。一般の特定個人情報に関する規定は28年の1月、情報提供等記録に関する規定は29年1月に施行する。

情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正については、マイナンバー法において特定個人情報の保護対策の一つとして、地方公共団体等には特定個人情報保護評価の実施が義務づけられており、当広域連合においてもそれに基づき特定個人情報保護評価書、全項目評価書を作成した。評価書では、特定個人情報ファイルの取扱いにあたっては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生するリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることとされている。これを受け、当広域連合で作成した評価書のうち、4、その他のリスク対策、1 監査、②監査、具体的な内容の区分では、当広域連合の最高情報統括責任者は、当広域連合の個人情報保護条例に基づき、必要に応じて兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問することとしている。今回の改正では、この評価書の趣旨のこの部分に合わせて、情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第2項に1号として追記し、これを改正するものである。

なお、本日提示の改正案については、8月5日の広域連合議会で、議題として提出し、改正を行う予定である。

(委員) 情報公開・個人情報保護審査会条例の内容が変わることで、審査会メンバーは変わるのか。

(事務局) 変更はない。